

事務連絡
平成31年2月26日

各都道府県トラック協会
専務理事 殿

(公社) 全日本トラック協会
審議役 山内 正彦

特殊車両通行許可証の電子化に関する周知について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当協会の事業運営にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、平成31年2月15日に「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の一部を改正する省令改正が公布され、平成31年4月1日から特殊車両通行許可証等(以下「許可証」という。)について、紙に加えて、タブレット等の電子機器に許可証等の内容を保存して携行することも可能となりました。

つきましては、貴協会におかれましても、傘下の会員事業者に対する周知方をお願い申し上げます。

なお、本事項は全日本トラック協会HPの「特殊車両通行許可制度等について」にも掲載しておりますことを申し添えます。

敬 具

記

添付資料

1. 広報チラシ「特殊車両通行許可証の備え付けが『タブレット』でも可能になりました！」
2. 特殊車両通行許可の電子媒体化に係るQ&A

全日本トラック協会HP HOME > 会員の皆様へ > 安全対策 > 特殊車両通行許可制度等について

(<http://www.jta.or.jp/yuso/oogata/index.html>)

以 上